

平成 29 年 2 月 24 日
資金管理センター

無格付け地方債の保有について

資金管理法人が保有する無格付け地方債*1 の保有継続・売却の方針については、毎事業年度、資金管理業務諮問委員会の審議を受けることとされている。
(平成 20 年 9 月開催第 26 回資金管理業務諮問委員会審議・承認)

*1 信用格付業者が地方債の非依頼格付けを取下げたことによって、無格付けとなった地方債

1. 無格付け地方債の保有継続・売却の方針

総務省公表の財政健全化法の規定に基づく当該地方公共団体の健全化判断比率が、早期健全化基準未満であるときは保有継続とすることで承認されている。(平成 28 年 2 月開催第 65 回資金管理業務諮問委員会審議・承認)

2. 平成 28 年度における無格付け地方債の保有状況

本財団が現在保有する無格付け地方債は、千葉県及び神奈川県 の 2 地方公共団体である。(平成 29 年 1 月末現在)

当該地方公共団体の平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率は、下表のとおり、いずれも早期健全化基準未満であることから、保有を継続している。

表1 無格付け地方債の健全化判断比率及び早期健全化基準

地方公共団体	健全化判断比率				2017年1月末 保有簿価残高 (億円)	償還年月日
	実質赤字比率*2	連結実質赤字比率*2	実質公債費比率	将来負担比率		
千葉県	-	-	10.9%	155.7%	6.7	H29.5.25
神奈川県	-	-	12.0%	132.3%	1.0	H29.3.20
早期健全化基準	3.75%	8.75%	25%	400%		

*2 「-」は赤字額がないことを示す。

3. 平成 29 年度における無格付け地方債の保有

神奈川県債は、平成 29 年 3 月 20 日に償還となる。千葉県債は、平成 29 年 5 月 25 日の償還日まで保有することとする。

以上